

岡山県屋外広告物条例新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第五条 1・2略</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第二条の規定は適用しない。</p> <p>一・二略</p> <p>三 知事が指定する区域において、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件であつてその広告料を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 略</p> <p>5 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等については、第三条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第二十二条 知事は、次に掲げる場合においては、岡山県屋外広告物審議会 の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第五条 1・2略</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第二条の規定は適用しない。</p> <p>一・二略</p> <p>4 略</p> <p>5 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、第三条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第二十二条 知事は、次に掲げる場合においては、岡山県屋外広告物審議会 の意見を聴かなければならない。</p>

一 第二条、第四条又は第五条第三項第三号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

二 六略

一 第二条又は第四条の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

二 六略